

令和6年度第1回審査会での質問と回答（南陽工場）

	質問、意見の概要	審査会での事務局の回答	事業者等の回答
1	9 ページの工程表を見るとこれから前処理棟の建築工事で地下躯体の工事を始める時に、土壌で色々と基準値を超えていたところはすでに掘削しているのですか。 建設作業員への周知というのは行われているのでしょうか。	45 ページの中央の青色部分の前処理棟は 15 m掘削範囲で、前処理棟の基礎を支える杭を打ち込む工事を行っているところで、15m掘るので杭を打ち込む時に出た土は、汚染土壌を処理できるところへ持って行って処理をします。そして、杭を打つことによって下に広がったり横に広がったりする可能性があるもので、広がらない施工方法で施工し、本当に広がっていないかを確認するために施工範囲の周りに観測井戸を設けて、地下水の調査を行い確認しながら工事をするという指導をしております。 施工業者には汚染土壌の処理について指導をしていますので、会社内で周知徹底されていると認識しております。	設備更新工事着手後より、土壌汚染対策法、名古屋市環境保全条例等に基づき、汚染土壌のある土地の掘削等を適切に実施しております。

	質問、意見の概要	審査会での事務局の回答	事業者等の回答
2	52 ページの地下水の調査結果で、ふっ素とほう素が基準を超えていて、これは海が近いので海水の影響があると説明していただきました。地下水のほう素の濃度が特に高いのは、46 ページの土壤溶出量調査で、ふっ素、ほう素、それ以外の項目で基準を超えているので、土壤からの溶出の影響もあるのでしょうか。 土壤の方も、海の影響があるとしたら、海からの飛沫などでふっ素やほう素が高くなっているのか、人為的な影響で高いのかわかればと教えていただきたいと思います。	南陽工場ですが、焼却工場を建てる前は埋め立て処分場であったので、色々な廃棄物を埋め立てており、焼却工場の操業による汚染というよりも、埋め立てによって色々な有害物質が出ていることが考えられます。また海が近いので、元々海にあった成分や浚渫土に含まれていた重金属類が検出されている可能性もあり、自然的な要因で汚染されている部分と人為的に汚染されている部分がミックスしているというところです。 地下水については、完全に海の影響なのかと言うと、46 ページのふっ素の土壤溶出量は基準の10 倍以上超えている 58 という値なので、人為的な要因によるものかと思います。だから、100%海水の影響で人為的なものはないとは言い切れない部分もありますが、ストレーナーの位置が深いところから採取していますので、海水の影響が大きいと聞いております。	左記のとおり、汚染原因の特定は困難ですが、土壤の掘削が影響することと考えられることから、今後も継続して定期的な地下水の水質測定を実施し、汚染が拡散しないよう監視しながら工事を進めてまいります。

	質問、意見の概要		審査会での事務局の回答	事業者等の回答
3	地盤	54 ページの地盤沈下量のところで、今回は 1 回目の測量を行った結果で、沈下量自体は測定されてないので、調査結果に地盤沈下量の調査結果とか地盤変位の調査結果と書いてあるのが誤解を生む表現かと思いました。 下の表も、沈下量の調査結果となっていますが、まだ沈下量自体は出ていないので書き方を修正できたらと思います。	沈下量がわかるような調査結果に修正するよう事業者に伝えます。	ご意見を踏まえ、次の報告書は、わかりやすい図書となるよう十分配慮いたします。
4	土壌・地下水・廃棄物	1 点目は、廃棄物のところで、追加工事があったので廃棄物が増えたという報告があったと思うのですが、59 ページを見ると、ガラスなどはほとんど再資源化されてない割には、かなり増えているので、今後このような追加工事があるのかというところをお聞きしたいです。 2 点目は、今回の地下水と土壌の汚染の結果を見ると、砒素が急激に上がっており、環境基準の 8 割ぐらいのところまで来ているものがあります。この辺りが今回の追加工事で出た廃棄物と何か関連するものであるのかという点についてわかることがあれば教えてください。	今後の廃棄物の発生量の見込みについては、評価書の表で示している程度の発生量と聞いておりまして、現段階ではそれ以上のことはわからないと事業者の方から聞いております。 46 ページの砒素は、203 地点のうち 119 地点で超えているということなのですが、砒素も自然界に存在する物質でして、浚渫土とかにも含まれているのでそれを検出している可能性もありますし、ごみを埋め立てた時に出了ものかもしれないし要因は色々あります。ただ最大値が 0.24 です。0.01 に対して 10 倍以上ありますので、すべてが浚渫土のような元々自然界にあったものではないと理解しております。 地下水は、評価書の調査結果より事後調査結果の方が低い値が出ているという認識です。	1 点目について、現在行っている設備更新工事ではガラスくず及び陶磁器くずなどの廃棄物が極端に増える見込みはないと考えております。 なお、ガラスくず及び陶磁器くずなど、分別回収した場合でも再資源化が困難なものの処理方法については、評価書の時点から埋立処分としております。 2 点目について、今回の設備解体工事では掘削は行っておらず、地下水や土壌の汚染と工事で発生した廃棄物に関連はないと考えております。

	質問、意見の概要	審査会での事務局の回答	事業者等の回答
5	その他 64 ページの苦情の件ですが、防音のための仮囲いを作る作業で騒音が出ているというのは残念なことです。動物や鳥に対する影響でいうと、この場所ではこういう工事はもうないと思うのですが、今後仮囲いを作る時の騒音を気にしなければいけないと思い、今回の仮囲いの作業がいつ行われていたのか教えてください。 今後、こういう渡り鳥の生息地などでこのような工事をやる時は時期のことを気にした方がいいかなと思ったので質問しました。	苦情のあった時期は、令和3年の5月と聞いております。南陽工場の周辺にある工場からの苦情であり、苦情の内容としては金属同士が当たる音がうるさいとのことで電動研り機とバックホウによる作業を行っていたと聞いております。 事業者の方に伝えます。	苦情を発生させてしまったことにつきましては大変申し訳なく思っております。今後もより一層、環境への負荷が少ない工事の実施に努めてまいります。

令和6年度第1回審査会での質問と回答（みなとアクルス）

	質問、意見の概要	審査会での事務局の回答	事業者等の回答
1	水質・底質 77 ページの水質の調査結果についてですが、カドミウム、鉛、砒素、水銀、ベンゼンを調査対象として選ばれた理由と簡易測定による監視結果とはどういう手法を使っている、検出限界がどのくらいだったのかを教えてください。 mg/lは結構高い濃度だと思うのですが、簡易測定の検出限界以下だったからNDと書かれたのか、環境基準に全く問題ないのでそのように書かれたのかを教えてください。	簡易の測定についてですが、pHとSSについては現地での簡易測定と聞いていますが、他のNDと書かれているものについては、調査期間中の測定は簡易測定ではなく公定法によるものと聞いております。 カドミウム、鉛、砒素、水銀、ベンゼンを項目で選んだ理由は、ここは元々ガス製造工場があったのでそれ由来のベンゼンと水銀の汚染があり、カドミウムと鉛と砒素は自然由来の部分もあるかと思うのですが、事業者が対策を進めました。評価書をまとめる段階で、これらの項目について少し残置している部分があるので、念のために工事で出た排水を測定することで事後調査を行ったものです。結果は、公定法で測ってNDですので、環境基準以下で問題ない結果であると認識しております。	カドミウム、鉛、砒素、水銀、ベンゼンを調査対象とした理由ですが、計画地では平成24年2月までに土壌の対策工事を完了しました。その後平成25年10月まで実施された地下水モニタリング調査で基準適合を確認し、調査を終了しています。対策工事後の状況として、計画地では、工場の操業由来と考えられるベンゼン、水銀のほか、自然由来と考えられる鉛、砒素、カドミウム、水銀が残置している状況から、当該物質を対象とした湧出水の排水時におけるモニタリングを計画しました。 調査方法についてですが、pH及びSSについては、大きな変化があった場合には排水を一時停止するなどの対応のため、排水時には1日1回の現地での簡易測定を行いました。カドミウム、鉛、砒素、水銀、ベンゼンについては、月1回、公定法により調査を行った結果であります。

令和 6 年度第 1 回審査会での質問と回答（茶屋新田）

	質問、意見の概要	審査会での事務局の回答	事業者等の回答
1	植物 2 つ質問がありまして、1 点目はコギシギシについてですが、南陽中央公園を作ったということですが、これはコギシギシを保全するためというののもあって作られたのかどうかというのを教えてください。 2 点目の質問は、この報告書はずっと公開される形で、コギシギシという名前で検索すると出てくるものなのでしょう。 これがコギシギシを保全するために計画されたものだったら失敗ということなので、そのやり方に関してきちんと公表することは大事だと思います。それと思わぬところで残ったということも、今後のためには非常に大事な記録になりますので、これを公開する形にしておけば、今後似たような植物についての保全に役立つといいかなと思ひまして聞きました。	公園自体はコギシギシを保全するために作ったものではありません。 今回の報告書につきましては、今後も市のウェブサイトで公開をしていきます。 （事務局補足） 環境影響評価関係図書等については、市のウェブサイトで手続き終了から 10 年間公開しております。その後も引き続き、事務局にて図書の閲覧を行っております。	—